**○環境省令第五号**

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十九条、第三十二条第一項及び第三十七条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十八日

環境大臣　原田　義昭

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定の更新の申請）<br>**第三条**　法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第三条第八項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。<br>2・3　（略）<br>（業務規程の記載事項）<br>**第十九条**　（略）<br>一～四　（略）<br>五　技術管理者による土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督に関する事項<br>六～十　（略）<br>（帳簿）<br>**第二十条**　指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壌汚染状況調査等の結果を都道府県知事（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第十条に規定する市にあっては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から五年間保存しなければならない。<br>2　（略） | （指定の更新の申請）<br>**第三条**　法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これをその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下「環境大臣等」という。）に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣等に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。<br>2・3　（略）<br>（業務規程の記載事項）<br>**第十九条**　（略）<br>一～四　（略）<br>（新設）<br>五～九　（略）<br>（帳簿）<br>**第二十条**　指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壌汚染状況調査等の結果を都道府県知事（令第八条に規定する市にあっては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から五年間保存しなければならない。<br>2　（略） |